



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.174
9月号

第 66 回栃木県公衆衛生大会において 当協会から若月理事と藤原理事が受賞されました

9月2日（水）、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて「栃木県公衆衛生大会」が開催され、多年にわたり公衆衛生事業の発展に尽力された功績が認められ、保健衛生事業功労者として、当協会の若月理事が知事表彰、藤原理事が大会長表彰を受賞されました。

○知事表彰受賞者



（公社）栃木県産業資源循環協会 若月理事

若月理事は、平成 20 年から青年部副部長、平成 25 年から 5 年間にわたり青年部長を務め、地域貢献活動や環境教育、清掃活動などを積極的に推進し、青年部活動の発展に寄与されました。平成 28 年に理事に就任後は、研修委員会副委員長、令和 2 年からは普及啓発・情報委員会委員長として、産業廃棄物に関する普及啓発活動に尽力されるなど、協会の事業推進に貢献されております。

自社の鈴運メンテック㈱においては、平成 27 年に代表取締役社長に就任。従業員教育や健康づくりに積極的に取り組み、「とちぎ健康経営事業所」に認定されるなど、従業員の健康維持・増進と働きやすい職場環境の整備を推進しております。

○大会長表彰受賞者



（公社）栃木県産業資源循環協会 藤原理事

藤原理事は、令和 4 年に理事に就任。協会の組織運営や重要事項について、これまで培われた知識と経験を生かし、冷静かつ的確な判断により、協会の事業推進や円滑な運営に貢献されております。また、理事として協会の発展と資源循環の推進に尽力されております。

自社においては、サンエコサーマル㈱代表取締役社長として、サーマルリサイクル事業を推進し、環境負荷の低減と資源の有効活用に取り組んでおります。また、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが評価され、「とちぎゼロカーボン企業表彰」を受賞。さらに、災害時における急速充電設備の外部利用体制を整備し、「栃木県地域電源供給拠点」の認定を受けるなど、地域の防災力向上にも貢献されております。

* 栃木県公衆衛生大会趣旨

快適で良好な環境のもとで、生涯に渡って健やかな生活を送ることは、すべての県民の願いです。しかし、医学の進歩、公衆衛生及び生活水準の向上にもかかわらず、健康を阻害する課題は依然として多く、適切な解決が必要とされています。そこで、県内の公衆衛生関係者が、健康及び環境問題に対する認識を更に深め、問題解決への意欲を新たにするとともに、関係者の資質の向上と県民の公衆衛生、環境保全に対する関心を高めるため、公衆衛生大会及び公衆衛生学会を開催しております。また、救急医療及び救急業務に対する県民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、救急医療週間記念大会をあわせて開催するものです。

令和8年度各委員会及び部会を開催しました。

8月20日(木)、研修委員会及び普及啓発・情報委員会、25日(火)には、適正処理・調査研究委員会及び相談指導委員会の合同委員会が、宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において開催されました。今年度の各種事業について、活発な意見交換が行われました。

○研修委員会、普及啓発・情報委員会合同委員会

【協議事項】

1. 令和8年度研修事業
各種研修を積極的に実施するとともに、研修内容等について理事会に提案することとなりました。
2. 排出事業者（団体）との意見交換会
他団体から要請があった場合に開催について検討することで、理事会に提案することとなりました。

【報告事項】

1. 行政との意見交換会
8月4日、栃木県庁北別館において開催した意見交換会について、開催概要及び意見・要望事項等を報告しました。
2. 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進
栃木県及び栃木県環境保全公社と連携して実施している「産業廃棄物処理施設に対する県民理解促進事業」について、環境学習出前授業及びリサイクル施設等見学コンシェルジュ事業の概要、昨年度の実施状況等を報告しました。
3. 共催講習会事業
栃木県、宇都宮市及び栃木県環境保全公社と共催している研修会事業並びに日本産業廃棄物処理振興センターと共催している許可申請等講習会について、概要、昨年度の開催結果及び今年度の実施予定を報告しました。

○適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会合同委員会

【協議事項】

1. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会
2030年代以降、使用済み太陽光パネルの大量排出が見込まれることから、太陽光パネルの処理・リサイクル施設を視察先候補とし、理事会に提案することとなりました。
2. 組織強化の推進
現在実施している加入勧奨を継続するとともに、各会員においても、業務上関係のある未加入業者に積極的に声をかけ、加入促進を図ることとなりました。

【報告事項】

1. 災害廃棄物処理支援事業
災害廃棄物等の処理応援協定及び災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の概要、当協会の連絡体制等について報告しました。
2. 会員名簿の作成及び広告の募集
今年度の会員名簿作成に伴う記載事項及び許可内容の変更について、全会員に確認を依頼していること、並びに広告募集の概要等を報告し、広告掲載への協力を依頼しました。
3. 産業廃棄物処理アドバイザー事業
事業の概要及び現在の契約状況等について報告しました。
4. 不法投棄・不適正処理防止対策
栃木県と締結している「不法投棄等の情報提供に関する協定」及び「栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の概要等について報告しました。
5. 関東地域協議会建設廃棄物処理・処分価格実態調査
全国産業資源循環連合会関東地域協議会建設廃棄物部会が実施する建設廃棄物の処理・処分価格実態調査について、概要及び前年度の調査結果等を報告しました。

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界へ反社会的勢力の参入を阻止するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和8年9月24日（木）13：30～16：00
2. 場 所 栃木県総合文化センター 第1会議室 宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 ①反社会的勢力の現状と対策について（仮）
講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員
②反社会的勢力による不当要求対応要領について（仮）
講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員
4. 定 員 50名
5. 受講料 無料

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、次のとおり研修会を開催いたします。

本年度も長岡文明先生を講師にお迎えし、令和8年6月17日に公布された改正廃棄物処理法について、今回の改正の柱である「ヤード許可制度の導入」及び「災害廃棄物対策」を中心に、産業廃棄物処理業界や実務への影響、今後求められる対応等について詳しく解説いただきます。参加を希望される方は、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和8年10月29日（木）13：30～16：00
2. 会 場 栃木県総合文化センター 特別会議室 宇都宮市本町1-8
3. 内 容 改正廃棄物処理法と今後の産廃業界
講師：BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏
4. 定 員 80名
5. 参加費 （公社）栃木県産業資源循環協会 会員／無料 非会員／8,800円（税込）

産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会の開催について

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理を推進するため、県内の産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の皆様を対象として、標記講習会を開催します。

参加を希望される方は、栃木県環境保全公社までご連絡ください。TEL028-622-7654

1. 日 時 令和8年11月4日（水）14：00～
2. 会 場 宇都宮市文化会館 小ホール 宇都宮市明保野7-66
3. 内 容 **第1部 適正処理に関する講習会**
演題：「廃棄物処理における排出事業者責任について」
～適正処理の確保と2026年廃棄物処理法改正への対応～（仮）
講師：佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉 氏
第2部 排出抑制に関する講習会
演題：「リサイクリエーション（つめかえパックの資源循環）の取り組み」（仮）
講師：花王株式会社 研究開発部門 研究戦略・企画部
部長（リサイクリエーション担当）瀬戸 啓二 氏
4. 定 員 400名（先着順）
5. 参加費 無料

令和8年度

産業廃棄物処理実務者研修会

後期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第5期	11月3日～28日	10月1日～21日
第6期	12月3日～28日	11月1日～20日
第7期	1月3日～28日	12月1日～17日

カリキュラム (全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎
(第1章～第8章)

第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成
第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類
第3章 排出事業者の責務
第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第6章 産業廃棄物処理業
第7章 産業廃棄物処理施設
第8章 行政処分

② 産業廃棄物の委託処理と委託契約

産業廃棄物の委託処理と委託契約

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法

④ 帳簿

帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴
ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト
選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

[E-mail] ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【定休日】土日・祝日

2026.10



産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



令和 8 年度 開催案内！

【学習期間(約 1 ヶ月間)】 次の 2 つから選択

第1期： 9月3日～28日
(申込期間：8月1日～20日)

第2期：10月3日～28日
(申込期間：9月1日～17日)

【受講料】

1名1コース：4,400円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】

業態に合わせ3コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申し込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>



全産連 研修会・セミナー

検索



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第2ABビル4階

現場業務 eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9時～17時

●定休日/土日・祝日

2026.03

募 集



産業廃棄物処理助成事業

～令和9年度助成事業募集のご案内～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する 3R の技術開発、環境負荷低減技術の開発、脱炭素化技術を含む既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環促進法及び資源有効利用促進法により認定された研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

みなさまの積極的なご応募をお待ちしております。

【助成事業の実施期間は原則 1 年以内】

助成事業の実施期間は、令和9年4月から1年以内とします。事業の種類によっては、令和11年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、2 年継続して助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。ただし、予算の範囲内での執行になりますので、助成額は申請額を下回る場合があります。

応募資格や対象となる事業の詳細は当財団ホームページをご参照ください。

【応募手続き】

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php>



(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に送付して下さい。（メール、郵送どちらでも可）

(3) 応募締切日

令和8年9月30日（水）必着

※ 応募をご検討の際は事前相談を必ずお願いいたします。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 業務部（担当：馬飼野、武田）

TEL：03-4355-0155 E-mail：josei@sanpainet.or.jp

お気軽にお問い合わせください。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○下取りと商品の値引き、ポイント付与等と古物営業法の関係

新品を販売する業者が下取りとして古物を引き取る場合、値引き、クーポン券、ポイント付与などをするについて、古物営業法の規制対象となるかについて、警視庁が解釈基準を示しました。警視庁が2026年5月14日に発出した「古物営業法等の解釈運用基準について（通達）」では、下取りに伴う値引きが「サービスとして行う値引き」に該当する場合には、古物営業に該当しないとしています。クーポン券やポイントを交付する行為についても、本人に限り使用でき、かつ同種の物品を購入する際に使用できる場合に限り、新品の販売に伴う下取り行為として取り扱うとしています。詳しくは、同通達の5頁をご確認ください。

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/20260514kobutsukaishaku.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年8月24日掲載）

○環境省・土壌調査対策技術ワーキンググループ 開催

2026年7月14日、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 土壌制度小委員会 土壌調査対策技術ワーキンググループ第1回が開催されました。

土壌汚染対策法は来年度改正を予定しています。合理的で持続可能な土壌汚染対策を進めるため、技術的な側面を検討する委員会が発足しました。

第1回では、形質変更時要届出区域における施行方法の基準、自然由来基準不適合土壌の判断の考え方、埋立地特例区域への該当性の判断の考え方、実施措置における搬入土壌の品質管理が検討されています。

2026年秋頃には、このワーキンググループの結論が出る予定です。

https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/page_00099.html

<https://www.env.go.jp/council/content/49wat-doj04/000415525.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年8月17日掲載）

第1回スクラップヤード環境対策技術検討会

2026年の廃棄物処理法改正により、有価物である使用済金属・プラスチック物品について、保管及び再生について許可が必要になることが決まりました。この施行は2029年頃を予定しており、許可の基準を定めるための検討会が始まりました。

不適正な保管ヤードの増加が問題となり、今回の法改正では、たとえ有償売却されていても、使用済みの金属スクラップ、使用済みプラスチック品について、全面的な規制強化が決まりました。

2026年7月27日に開催された第一回検討会では、金属スクラップ等の保管基準、再生基準・再生終了の判断基準などが検討の課題とされています。廃棄物処理法の適用範囲が大きく変わることになります。

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/post_70_00002.html

<https://www.env.go.jp/content/000418747.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年8月10日掲載）

BUNさんと

各種リサイクル法

に挑戦しよう



6月19日に改正廃棄物処理法が官報に登載されました。

廃棄物処理業界としても注目されていると思いますので、先月号から改正廃棄物処理法から出題しています。

なお、法律は成立しましたが政省令はまだ出ていませんので、ある程度、「法律条文から推察される事項」と環境省発表情報に基づく内容を含みます。

では、前月からの宿題Qの確認。

宿題Q 「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」（以下「要適金プラ」と略記）保管業の許可基準に関する説明として、最も適切なものはどれか。

1. 申請者の人員・施設・経理的基礎などは問われず、届け出さえすれば自動的に許可される。
2. 産業廃棄物処分業の許可基準と同じように、施設・技術・経理的基礎などについて一定の基準が定められる。
3. 火災の危険性のみが判断基準であり、水質汚濁や有害物質漏えいのリスクは考慮されない。
4. 保管面積のみを基準とし、取扱量や保管方法は問わない。
5. 許可基準は都道府県ごとに完全に自由に定めることができ、国による統一的な枠組みは存在しない。

【解説】

改正法では、要適金プラ保管業の許可について、産業廃棄物処分業の許可と同様、人員・施設・技術・経理的基礎などを審査する枠組みとすることが示されています。（なお、詳細は今後出されます政省令で規定する部分が多々あります。）

要適金プラには、有害物質を含む使用済機器なども含まれるため、火災だけでなく、水質汚濁や有害成分の漏えいなど、複合的なリスクを考慮した基準が必要となります。保管場所の構造、仕切りや舗装、消火設備、流出防止措置といった保管方法を含む総合的な基準が政省令で定められ、それを前提に都道府県が上乘せ・横出しを行うイメージです。

正解 2

次は要適金プラ保管業の許可における欠格要件に関する問題です。条文を見ていない方も、産業廃棄物処理業の欠格要件を思い起こすと正解は出てくると思います。

Q 要適金プラ保管業の許可における欠格要件に関する次の記述のうち、一般的な考え方として最も適切なものはどれか。

1. 欠格要件は設けられていない。
2. 暴力団員に該当する場合だけが欠格要件である。
3. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ執行の終了等から5年を経過しない者、本章の規定により許可を取り消され5年を経過しない者などが含まれる。
4. 経理的基礎が不足していることが、欠格要件として明記されている。
5. 欠格要件は都道府県が条例で自由に追加・削除できる。

～各種リサイクル法問題～

【解説】

第二十四条の八は、要適金プラ保管業の許可基準の中で、申請者が許可を受けることができない一定の事情、いわゆる欠格要件を列挙しています。その構造は、第十四条の産業廃棄物処分業の欠格要件と類似し、暴力団排除、一定の犯罪歴、廃棄物処理法違反による許可取消、財務的基礎の欠如などを含む内容です。これにより、適正な保管を行う能力や信用に著しい問題がある者には、要適金プラ保管業の許可を与えないことができます。したがって、3. が趣旨に最も沿う選択肢となります。

なお、3. でいう許可取消しは本章（第24条の10、第24条の17準用）による取消しを指し、産業廃棄物処理業の許可取消歴が直ちに該当するわけではない点に注意が必要です。

また、4. の経理的基礎は能力基準の問題であり、欠格要件とは異なります。財務面で欠格要件に当たるのは「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」となります。

正解 3

次は要適金プラ保管業の許可における名義貸しに関する問題です。この問題も、産業廃棄物処理業の規定を思い起こすと正解は出てくると思います。

- Q 第24条の11は、要適金プラ保管業における「名義貸しの禁止」を定めています。第24条の11が定める名義貸しの禁止の内容として、最も適切なものはどれか。
1. 許可業者は、同じ企業グループの会社であれば自己の名義を自由に使用させることができる。
 2. 許可業者が自己の名義をもって、他人に要適金プラの保管を業として行わせることを禁止する。
 3. 相手方が許可を有していない場合に限って適用される。
 4. 許可業者の要適金プラ保管作業は正社員に行わせなければならない。
 5. 他人から対価を受け取った場合に限って適用される。

【解説】

第二十四条の十一は、「要適金プラ保管業者は、自己の名義をもって他人に要適金プラの保管を業として行わせてはならない」と規定し、いわゆる名義貸しを禁止しています。これは、実際に保管業務を行う者が、自ら適切な許可審査を受けていることを担保し、無許可業者が許可業者の看板を借りて実質的な保管を行うことを防ぐためのものです。廃棄物処理業に共通する原則が、新制度である要適金プラ保管業にもそのまま持ち込まれた構造と理解できます。

なお、3. について、現実には許可を持っていないからこそ名義を借りるのが圧倒的に多いと思いますが、条文は相手方の許可の有無を要件としていません。5. については、対価の有無も条文上の要件ではありません。

正解 2

まあ、常識と産業廃棄物処理業許可の規定を思い起こせば簡単であったと思います。「要適金プラ」の許可制度でも、こんなことまで規定しているんだなぁと感じて頂けたら十分かと思います。では、今日の宿題。

- 宿題Q 要適金プラ保管業者の帳簿・書類に関する説明として、最も適切なものはどれか。（一部、今後公布される政省令で規定される内容もあります。環境省が想定し、「法令案概要」として提示している事項を含みます。）
1. 保管業者には、取扱数量や委託者に関する帳簿の備付け義務は課されていない。
 2. 帳簿には、保管した要適金プラの数量、保管開始日・終了日、委託者等の事項を記載し、一定期間保存する義務がある。
 3. 帳簿の保存期間は1カ月で足りるとされている。
 4. 帳簿は電子データで保存してはならず、紙媒体でのみ保存を認めている。
 5. 帳簿の記載方法や保存期間は、すべて各事業者の自主判断に委ねられている。

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



開口部からピット内にフォークリフトとともに高さ約1メートル墜落 ～令和8年栃木県内における死亡労働災害～

産業廃棄物処理業の処理施設で、死亡労働災害が発生しました。

栃木労働局から公表されている災害の概要は下記です。

令和8年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

令和8年7月末日現在

栃木労働局

No. 発生 月	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.4 4月 17時 台	産業廃棄物 処理業	50代	墜落・転落	被災者は箱に入った灰をフォークリフトで運搬していたところ、集積場所の開口部からピット内に当該フォークリフトとともに高さ約1メートル墜落した際に、フォークリフトの下敷きとなり死亡したものと見られる。
		0年	フォークリフト	

「災害の概要」以上の詳しい発生状況はわかりませんが、同様の災害事例が『職場のあんぜんサイト』（厚生労働省）にありましたので、次ページに掲載します。

再発防止対策としては、処理施設で見られるような、開口部の手前に収集運搬車両の車輪の走行を防止する車輪止め（角材やH形鋼材など）の設置が有効と考えられます（下写真参照）。

☞ 角材(左写真)、H形鋼材(右写真)の設置状況



車輪止め

車輪止め



フォークリフトとともに廃材焼却ピット内に転落

【発生状況】

災害発生日、作業員 A は、型枠資材の廃材を資材置き場からフォークリフトで運搬し、焼却ピットに投入する作業を行っていた。フォークリフトを投入口前に止め、フォークを揺すってフォークに載せた廃材を焼却ピット内に振り落としていたところ、フォークリフトが前に傾き、フォークリフトとともに焼却ピット内へ転落し、死亡した。

焼却ピットが作られた当初は、ピットの手前 70cm のところに高さ 90cm の車止めが設けられていたが、その後、取り外されていた。

T 社では、焼却ピットに廃材を投入する作業について、作業手順書を作成しておらず、安全衛生教育も実施していなかった。

また、作業員がピット手前にフォークリフトを止めてフォークを揺すりながら廃材を投入しているのを、T 社の経営者や管理者は日頃目撃していたが、転落防止のための対策を立てることなく黙認していた。



【原因】

1. 焼却ピットの投入口に、フォークリフトが転落することを防止する設備がなかったこと

焼却ピットが作られた当初は、投入口のピットの手前 70cm のところに高さ 90cm の車止めが設けられていたが、その後、取り外されたままになっていた。

2. 作業手順書がなく、安全衛生教育も行われていなかったこと

ピットに廃材を投入する作業について、作業手順書を作成しておらず、作業員への安全衛生教育も実施していなかった。

3. 安全管理が不十分であったこと

車止めがない投入口でフォークリフトを止めてフォークを揺するという危ない作業を T 社の経営者や管理者が黙認していた。

【対策】

1. 転落するおそれのあるピット等の開口部には、作業員の墜落、転落を防止するための措置を講じること

(1) 開口部に作業員が近づくおそれのある場合には、作業員の墜落、転落を防止するための防護柵等を設置する。

(2) 開口部にフォークリフト等の車両を接近させて作業する場合には、車両が逸走してピットに落ちることを防止するための車止め等を設置する。

2. 作業手順書を作成し、安全衛生教育を実施すること

ピットへの廃材投入作業について、安全に作業を行うための作業手順書を作成する。さらに、作業手順書の内容を作業員に教育し、安全な作業方法を周知徹底する。

3. 安全管理を徹底すること

経営者や管理者による職場巡視を定期的の実施し、設備の不安全な状態や作業員の不安全な行動があった場合には、すぐに適切な措置を講じる。

〔参考〕職場のあんぜんサイト>災害事例集（発生状況は抜粋して記載）（厚生労働省）

CSP 労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

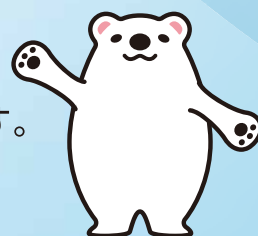
中小企業（個人事業主を含む）の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

申請受付中（令和9年3月31日まで）

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和9年3月31日まで**に保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む。）に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。



詳細は裏面へ！

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL：0120-427442

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時（祝日年末年始を除く。）

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認下さい。

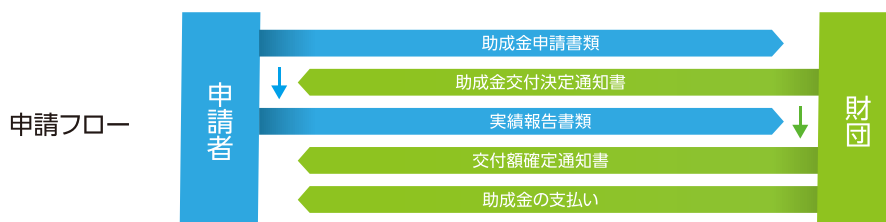
ご注意！

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず『助成金交付申請の手引き』をご参照ください！ URL: <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

申請書受付期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。）



助成対象者

1. 中小企業者^{※1}

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

- 表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）または自治体が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外となります。）
- みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと
- 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと

- ・1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。
- ・2 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種 ^{※3}	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数 ^{※4}
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。（例：前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します）

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。（例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります）

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会（農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等）

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

- ・常時使用する従業員の数^{※4}が100人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人^{※5}。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の法人が対象となります。

3. 個人

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）



とちぎ
**海ごみ
ゼロ
大作戦!**

★～考えよう！やってみよう！海なし県ができること～★

この事業は「とちぎふるさと電気」の資金を活用しています。



参加無料
スペシャルステージの優先観覧席は事前抽選制

開催日時 (令和8年) **2026年11月14日 土**
11:00～16:00※雨天決行(荒天時は中止)

会場 栃木県なかがわ水遊園芝生広場
栃木県大田原市佐良土2686
東北自動車道西那須野塩原I.C.から25km



学んで、体験して、楽しめる！コンテンツが盛りだくさん！

ステージプログラム 12:00～14:00(予定)

- ・ゆるキャラとクイズで学ぼう！
海洋プラスチックごみ
大人気ゆるキャラ達と海洋プラスチックごみのクイズに挑戦しよう！
MC フリーアナウンサー 永井 壘さん
- ・地元団体ステージショー
- ・基調講演(東京海洋大学 内田圭一教授)
- ・エコたび栃木プロジェクト優秀校の取組発表

スペシャルステージ 14:20～15:20
あばれる君と楽しく学ぼう！
海なし県ができる海ごみゼロ大作戦！
海洋プラスチックごみは、私たちの生活から川を通じて海へ流れ出ています。海なし県の栃木県でもできる事はあるの？あばれる君と一緒に考えてみよう！
優先観覧席100席(抽選)



ワークショップ

- 【茨城工業高等専門学校】
海洋プラスチックごみを使ってカラフルなアクセサリを作るう
- 【ねんどとろろ】
プラカップで作ろう！ゆるゆるクラゲ
- 【Forestry Japan株式会社】
森の素材でクラフト体験
- 【LakesideStories】
中禅寺湖の湖底から回収したルアーのリペイント・キーホルダーづくり



キッチンカー&マルシェ

【馬頭高校水産科】
馬頭高校ポップアップショップ
・キッチンカー ・マルシェ



謎解きクイズラリー

会場内に設置されたクイズに答えて、OBPオリジナルミニトートをGETしよう！
※OBP(Ocean Bound Plastic) : 海に流出する前に回収されたプラスチック

先着200名様限定

スペシャルステージ 優先観覧席は 抽選予約制
スペシャルステージの優先観覧席は、事前の抽選申込が必要です。お申込みいただいた方には、後日、抽選結果をメールでお知らせします。
※代表者様1名につき5席分お申込みいただけます。
申込期日：10月14日迄まで

お申込みはこちら！



第80回記念 栃木県芸術祭

洋画・彫刻・工芸

9月19日(土) ⇒ 10月1日(木)

9:30 ⇒ 17:00

批評会／洋画 9月19日(土) 14:00

工芸 9月20日(日) 13:30

彫刻 9月26日(土) 14:00

栃木県立美術館

休館日/9月24日(木)・9月28日(月)

日本画・書道・写真

10月24日(土) ⇒ 11月3日(火)

9:30 ⇒ 17:00

批評会／写 真 10月24日(土) 13:30

日本画 10月25日(日) 13:30

書 道 11月1日(日) 13:00

栃木県総合文化センターギャラリー

ミナテラスとちぎU30展覧会

11月11日(水)⇒11月20日(金)

10:00⇒17:00 ※11月17日(火)は休館

■主催

栃 木 県 文 化 協 会
栃 木 県
栃 木 県 立 美 術 館

■共催

(公財)とちぎ未来づくり財団

■特別協賛

とちぎの未来へ、あなたとともに。

栃木トヨタ80周年

■協賛

(株)TKC	仙波糖化工業(株)
(株)トラスティ	(株)大高商事
(株)足利銀行	(有)高橋平板社
(株)栃木銀行	トヨタカラー栃木(株)
(税)ITS	中村土建(株)
イートランド(株)	(株)日本栄養給食協会
上野文具(株)	長谷川工機(株)
(株)ウナン	(株)ハヤブサドットコム
(株)オオミヤ	伴印刷(株)
(株)関東整備	文星芸術大学
北関東総合警備保障(株)	(株)松井ビ・テ・オ・印刷
KILALA美術学院	明電産業(株)
(株)興建	(株)ヤマカミ
(学)作新学院	レオン自動機(株)
(税)阜月	和田工業(株)
シーズンホーム都市開発(株)	渡辺建設(株)
(学)須賀学園	(有)ワンツーベスト
(株)渡辺有規建築企画事務所	

■後援

(株)下野新聞社
(株)とちぎテレビ
(株)栃木放送
(株)エフエム栃木
NHK宇都宮放送局

問合せ先 栃木県文化協会事務局
☎028-643-5288

美 術 展

ART FESTIVAL IN TOCHIGI '26

栃木県内のまつり・イベント情報（9月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
9月4日(金)～5日(土) ※雨天決行 ■9月4日(金)17:30～21:00 ■9月5日(土)12:00～21:00	第15回小山のビールまつり	小 山 市	小山御殿広場(栃木県小山市中央町1-1-1)	(一社)小山市観光協会	0285-30-4772
9月5日(土)・12日(土)・19日(土)・20日(日)・21日(月・祝)・22日(火・休)・26日(土)20:45～(約8分予定) ※天候の急激な変化がある場合(荒天・強風等)は、急遽中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。	鬼怒川温泉 百華繚乱花火～鬼怒川焰火(きぬがわえんか)～	日 光 市	打上場所:鬼怒橋岩大吊橋(日光市鬼怒川温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
9月5日(土)※小雨決行、荒天中止 9:00～ 水神祭 9:00～ レース受付開始(定員になり次第受付終了)10:00～ レース開始(予定)	中禅寺湖スワンボートレース	日 光 市	レース受付:中禅寺湖サセットピア西棧橋(日光市中宮祠)	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
9月5日(土)16:00～20:00	第42回足利百景八木節のふるさと祭り	足 利 市	御厨(みくりや)地区コミュニティ運動場(足利市百頭2017)	御厨公民館	0284-71-0296
9月6日(日)集合:12:30 開始:13:00	ピンポン寺卓球大会	足 利 市	徳蔵寺境内(足利市猿田町9-3)	徳蔵寺	0284-41-8621
9月6日(日)・20日(日)・21日(月・祝)・21日(火・休)10:30～16:00	だいや日曜市	日 光 市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
9月6日(日)～11月29日(日)9:30～17:00(入館は16:30まで) ※月曜日(祝休日の場合は翌日)・11月4日(水)休館 但し、11月2日(月)は開館。	益子陶芸美術館 「江崎一生・加守田章二・森陶岳 1969-71 変容する陶の交差」	益 子 町	益子陶芸美術館(芳賀郡益子町益子3021)	益子陶芸美術館	0285-72-7555
9月上旬 10:00～13:00	サシバの里帰り『稲刈りし隊』イベント	市 貝 町	市貝町赤羽地内	市貝町産業振興課	0285-68-1118
9月12日(土)11:00～16:00	ましこdeスイーツ&カフェ	益 子 町	つかもと本館駐車場(芳賀郡益子町益子4264)	ましこdeスイーツ実行委員会 ※公式インスタグラム「@mashiko_de_oo」のDMからお問い合わせください。	https://www.instagram.com/mashiko_de_oo/
9月12日(土)～13日(日) ■9月12日(土)15:00～21:00 ■9月13日(日)12:00～21:00	第34回さの秀郷まつり	佐 野 市	佐野市役所周辺(佐野市高砂町)	さの秀郷まつり事務局(佐野市観光推進課内)	0283-27-3011
9月12日(土)～11月14日(土)9:30～16:30	忘れてはいまいか・大切な友達を(小さな未来)まめつたね展	栃 木 市	とちぎ花センター とちはなちゃんドーム 第二企画展示室(栃木市岩舟町下津原1612)	とちぎ花センター	0282-55-5775
9月18日(金)～11月23日(月・祝)の毎日開催 17:00～21:00	湯西川温泉 平家あかり	日 光 市	湯西川河川会場(湯平橋～湯前橋の間)	平家の里 (一社)日光市観光協会	0288-98-0126 0288-22-1525

9月19日(土)19:00～21:00 (予定) ※雨天決行・荒天順延 ＜隔年開催＞	第20回那須野ふるさと花 火大会	那須塩原市	那珂川河畔運動公園(那須 塩原市黒磯365-1)	那須野ふるさと花火大会 実行委員会	E-mail nasuno.furusat o.hanabi@gmail .com
9月19日(土)～21日(月・祝) ■受 付: 9:30～13:10(間 藤駅) ■ゴール: 16:30まで(通洞 駅)	駅からハイキング	日 光 市	スタート:わたらせ渓谷鐵道 間藤駅 ゴール:わたらせ渓谷鐵道 通洞駅	駅からハイキング事務局	03-6386-9503 (受付時間: 9:00～12:00)
9月20日(日) ① 9:00～10:00(100名) ② 10:00～11:00(150名) ③ 11:00～12:00(150名) ④ 12:00～13:00(150名) ⑤ 13:00～14:00(150名) 【14:00以降は当日参加OK】 ⑥ 14:00～15:00(150名) ⑦ 15:00～16:00(150名)。 ※取組順は当日の受付順 に行います。	生子(いきこ)神社の泣き 相撲	鹿 沼 市	生子(いきこ)神社(鹿沼市 樺山町1167)	(一社)鹿沼市観光協会 (屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070
9月21日(月・祝)～10月4日 (日) ※開花状況により変更の可 能性あり ※開花状況は茂木町観光 協会ホームページをご覧くだ さい。	彼岸花ウィーク	茂 木 町	城山公園(茂木町小井戸付 近)	茂木町商工観光課	0285-63-5644
9月24日(木)～25日(金) ■9月24日(木) 如来寺住職によるお参り: 11:00～、あかり入れ(参 詣):18:30頃～20:00頃まで ■9月25日(金)8:00頃～ 20:00頃	千灯供養祭	日 光 市	追分地藏尊(日光市今市 117)	追分地藏尊 基本対応可能時間:9:00 ～16:00 ※不在の場合がありま す。	0288-22-4804
9月26日(土)10:30～15:00	第3回日光だいや川公園 歴史を学ぶシリーズ	日 光 市	集合場所:日光だいや川公 園大駐車場 見学場所:金谷ホテル歴史 館・日光金谷ホテル	日光だいや川公園管理 事務所	0288-23-0111
9月27日(日)10:00～	こども釋奠	足 利 市	史跡足利学校 大成殿(足 利市昌平町2338)	史跡足利学校事務所	0284-41-2661
9月27日(日)10:00～15:00 ※雨天決行・荒天中止	第21回那須九尾まつり	那 須 町	那須町文化センター駐車場 特設会場(那須郡那須町寺 子乙2567-10)	那須町観光商工課	0287-72-6918
9月27日(日) ■11:00～ 御神湯 湯汲み 式 ■12:00～ 御神湯 奉納 ■13:20～ 分湯行列 ■14:20～ 分湯式	塩原温泉古式湯まつり	那須塩原市	御神湯 湯汲み式:元湯温 泉(那須塩原市湯本塩原) 御神湯 奉納:塩原八幡宮 (那須塩原市中塩原11) 分湯行列:中塩原(那須塩 原市塩原支所)～湯っ歩の 里(那須塩原市塩原602- 1) 分湯式:湯っ歩の里(那須 塩原市塩原602-1) その他 巫女舞奉納、お囃子お 披露目など ※天候、その 他の事情により内容が変 更になる場合があります。	(特非)塩原温泉観光協 会	0287-32-4000
9月27日(日)	たかポタvol.8	高 根 沢 町	発着点:道の駅たかねざわ 元気あつぷむら(塩谷郡高 根沢町上柏崎588-1)	高根沢町観光協会事務 局(高根沢町商工観光課 内)	028-675-8108

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

最近、災害ネタが多くなっていますが、今回も災害ネタです。

9月初旬に県主催の「災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練」が行われ、水害により大量の災害廃棄物が発生した想定の中、迅速な処理に向けた県や市町、関係団体の連携を再確認しました。

訓練はあと1日残っていますが、その前に東海や近畿、北陸、関東甲信、東北南部などを中心に局地的に激しい雨や非常に激しい雨が降り大雨になる恐れが出てきました。本県に大きな被害が出ないことを祈りつつ、訓練もこれまで以上に真摯に取り組まなければならないと感じています。

一 事務局だより

☆ 8月7日（金）

青年部関東ブロック幹事会が、神奈川県横浜市の神奈川県産業資源循環協会において開催され、臼井部長と仲田副部長が出席しました。

☆ 8月21日（金）

（一社）栃木県環境美化協会定時総会が宇都宮市のベルヴィ宇都宮において開催され、加藤副会長が出席しました。

青年部会員組織委員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、長濱委員長をはじめ5名が出席し、諸議題等について協議しました。

☆ 8月25日（火）

青年部交流促進委員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、飯塚委員長をはじめ5名が出席し、諸議題等について協議しました。